

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

2. 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

- ・建物（建物附属設備を含む。）、構築物、車両運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降取得したものについては定額法によっている。

- ・ソフトウェア

残存価額を零とする定額法によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職共済制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

常勤職員について独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

常勤職員について新潟県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	62,993,313		0	62,993,313
建物	377,943,672	7,170,000	9,007,917	376,105,755
合計	440,936,985	7,170,000	9,007,917	439,099,068

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

ピアノを除却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金1円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	54,255,813円
建物（基本財産）	7,764,972円
<hr/>	
計	62,020,785円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む。）	51,156,000円
<hr/>	
計	51,156,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	417,769,250	41,663,495	376,105,755
小計	417,769,250	41,663,495	376,105,755
その他の固定資産			
建物	43,418,437	18,037,217	25,381,220
構築物	51,984,744	31,955,037	20,029,707
車輛運搬具	4,037,200	2,466,516	1,570,684
器具及び備品	27,584,567	22,727,128	4,857,439
ソフトウェア	762,636	612,106	150,530
小計	127,787,584	75,798,004	51,989,580
合計	545,556,834	117,461,499	428,095,335

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,406,030	0	1,406,030
未収金	10,800	0	10,800
未収補助金	9,897,600	0	9,897,600
合計	11,314,430	0	11,314,430

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし